

新商品「成年後見支援貯金」の取扱開始について

J Aバンク静岡（県下 J A）では、平成 31 年 4 月 1 日より、成年後見制度利用促進のため、新商品「成年後見支援貯金」の取り扱いを開始いたします。

新商品「成年後見支援貯金」は、成年後見制度による支援を受ける方（ご本人）の貯金のうち、「通常使用しない金銭」（大口貯金口座）を家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための貯金であり、口座開設・払戻・送金・解約にかかる取引については家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。「指示書」による取引に限定することにより不正出金等被害を抑え、成年後見制度利用者の財産保護を図ることが可能となります。

J Aバンク静岡では、組合員をはじめとする地域の皆様から選ばれ信頼されるよう、引き続き商品・サービスの拡充に努めて参ります。

1. 新商品「成年後見支援貯金」の概要

（1）成年後見支援貯金

対象者：個人のお客様で、家庭裁判所より成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方

お預入金額：1 円以上

利率：毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用

（2）成年後見支援貯金無利息型

対象者：個人のお客様で、家庭裁判所より成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方

お預入れ金額：1 円以上

利率：無利息

2. ご留意事項

- ・ 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等のご利用できません。
- ・ キャッシュカードは発行できません。
- ・ A T Mの利用はできません。
- ・ 当該貯金口座開設店以外での取扱いはできません。

3. 本件に関するお問い合わせ先

- ・ J A窓口までお問い合わせください。